

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和4年3月7日(月)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第30号 三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)
議案第37号 損害賠償の額を定めることについて
議案第34号 指定管理者の指定について
議案第28号 三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)
議案第29号 三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)
議案第36号 市道路線の認定について
- 4 出席委員 保実 治, 杉原利明, 竹原孝剛, 重信好範, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【水道局】明賀水道局長, 瀧口水道課長, 藤川営業係長, 高尾建設係長
【産業振興部】中廣産業振興部長, 松本農政課長, 山西商工観光課長, 大谷農林振興係長,
呑谷商工労働・企業誘致係長
【総務部】茶木財産管理課長
【三良坂支所】古野三良坂支所長, 滝口三良坂支所次長
【建設部】秋山建設部長, 井場建設部付課長, 細美土木課長, 小林管理係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 皆さんおはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の審査日程について申し上げます。本日は、事前にタブレットに掲載しています次第の通り行います。まず議案6件について、執行部から説明を受け質疑を行った後、討論採決を行います。午後からは、現地確認を予定していますので、簡素な質疑、円滑な進行にご協力ください。本日は現地確認の後に採決を行いたいと思います。

また、本定例会もケーブルテレビ中継が行われています。常任委員会ケーブルテレビ中継に関する確認事項に沿って、委員会運営を行います。説明員は着座のまま説明、答弁いたしますこと事前にお知らせしておきます。委員の皆様も円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは審査順にありますように、議案6件について提案理由の説明を受け、質疑をお願いしたいと思います。その後、議案の採決、委員長報告についてご協議いただきたいと思います。皆さんの方から何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それではそのように進めさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休

懇を挟みたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、審査に移ります。

議案第30号「三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)」を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

明賀水道局長。

○明賀水道局長 委員の皆様改めまして、おはようございます。水道局の方から今日、全部で2件ご審査をお願いをしております。よろしくお願いいたします。

それでは最初に議案第30号「三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)」についてご説明申し上げます。着座のまま失礼をいたします。説明資料によりご説明をさせていただきます。説明資料の1ページをご覧ください。

1、提案理由についてでございますが、現在、水道料金は激変緩和措置により、旧上水道地域と旧簡易水道地域で一部算定方法が異なっております。そのため、2年間をかけて水道料金の算定方法を、統一する内容の条例改正案として、市議会の議決を求めようとするものでございます。この条例の一部改正により、三次市内における同一使用水量での料金格差が解消されることとなります。

次に、2、提案内容の要旨についてご説明いたします。平成29年4月に水道料金の改定を行って以来、5年が経過しようとしていますが、料金改定後においては、3年間の実績をもって再検証を行うこととしておりますことから、令和2年度から3年度にかけて、三次市水道使用料等検討委員会において、計4回のご審議をいただき、昨年5月に委員会からご報告をいただいております。

報告の要旨は、1、水道料金の公平性と将来推計の結果から、旧上水道地域の激変緩和措置を解消し、旧簡易水道地域の料金に統一することが妥当であると。2、新型コロナウイルス感染症の経済への影響を鑑み、料金改定の実施時期は社会情勢を見極めて決定すること。この2点でございます。この報告の趣旨に沿って改訂案を検討いたしました結果、新型コロナウイルス感染症の経済への影響等を考慮し、段階的に改定する方法により、今回ご提案させていただきました。

次に3、水道料金改定の内容についてご説明いたします。料金改定の対象者でございますが、旧三次市の家事用、営業用の水道使用者の方となります。まず一段階目、ステップ1における対象者は旧三次市の家事用・営業用の水道使用者の方となります。

次に、改定時期でございますが、令和4年12月請求分からとなります。また、一段階目の適用期間は令和5年11月請求分までとなります。ただし、営業用につきましてはステップ1で旧三次市以外の料金体系に統一されますので、二段階目の改定はなく、ステップ1の料金体系により、以降算定されることとなります。

続きまして、二段階目ステップ2についてでございますが、対象者は旧三次市の家事用の水道使用者となります。改定時期につきましては、令和5年12月請求分からとなります。この二段階による改定をもって、完全に一つの料金体系に統一されることとなります。

続きまして、旧三次市の水道事業者への影響についてでございますが、消費税抜きの数字でご説明いたします。まず、家事用につきましては、現行料金は基本水量8m³。基本料金1,215円。超過

料金171円となっております。これがステップ1になりますと、基本水量8m³はそのまま据え置き、基本料金が1,550円。超過料金が180円に改定をいたします。続いてステップ2になりますと、基本水量が8m³から10m³。そして基本料金が2,000円、超過料金が220円となります。

次に営業用につきましては、現行料金基本水量10m³。基本料金2,000円。超過料金200円であります。これがステップ1で基本水量と基本料金は変わらず、超過料金が220円となります。

続いて2ページをご覧ください。モデルケースによる試算でございます。これは消費税込みでございます。まず、家事用についてですが、平均的なご家庭の使用水量であるメーター口径13ミリ、1ヶ月の使用水量20m³をモデルケースとして試算した場合でございます。現行料金では、ひと月当たり3,681円となっております。これがステップ1に移行しますと、4,169円。増加額として488円。率にして約13%の増となります。ステップ1から今度はステップ2に移行した場合でございます。月額が4,708円となります。一段階目からの増加額が539円。率にして約13%の増となります。

次に、営業用についてですが、メーター口径20ミリ、1ヶ月の使用水量30m³とした場合の計算をしております。現行料金ではひと月当たり6,721円です。これが、ステップ1に移行しますと7,161円。増加額にして440円。率にして約7%の増となります。

3ページから10ページにつきましては、今ご説明をいたしました改定案に係る細かなケース別の試算や、財政推計などの資料となっております。

以上で議案第30号についてのご説明とさせていただきます。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 では、委員の皆さんから質疑をお願いいたします。

重信委員。

○重信委員 1点ほど、ご質問いたします。市民の皆さんはやはり料金が上がることに對して関心を持っておられますし、本会議でも議論されておりましたが、再度、ホームページとか広報紙等でご説明あると言われたんですが、市民周知に詳しくされる、ことをちょっともう1回詳しく教えてください。以上です。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 失礼いたします。今後の周知でございますが、3つの方法を考えております。1つはホームページ、次に市の広報、それからチラシの配布でございます。で、令和4年度につきましては、ホームページで議決をいただきましたら、速やかに広報に掲載させていただきたいと思っております。広報につきましては5月号と9月号を現時点では想定しております。で、検針時、2ヶ月に1回、メーターの検針をさせていただきますけども、その時に、検針票と一緒にチラシを入れさせていただきたいというふうに思っております。現在の想定では6月検針と8月検針を想定しております。ちなみに旧三次市は偶数月検針になっております。で、令和5年度につきましても、改定が1年後にありますので、その形でいきますと、広報では一応9月号を同じく想定しております。検針時には、検針票と一緒にチラシを配布することも考えております。以上です。

○保実委員長 よろしいですか。ほかに。

月橋委員。

○月橋委員 はい。水道の方で事業用と家庭用と営業用とあると思うんですけど、営業用っていうのがどれぐらいちょっとあって、もともとの基本料金自体もちょっと違うと思うんですけど、事業用、家庭用と営業用と、ちょっとどういうふうにすみ分けを考えられているのか、お聞かせ願えますか。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 家庭用につきましては、一般家庭の水道使用ということと、それから営業用につきましては、営業に関わって使われてる水という形で、当初申請をいただいて、そのように料金区分をしております。

○保実委員長 月橋委員

○月橋委員 すいません。もうちょっと詳しく営業用って例えば営業所とか、事業所の会社があればそれはもう、一般じゃなしに営業用となるってことですか。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 事業を営んでおられるというような形で、営業用という形になる、なっております。家庭については、一般家庭ということで、料金を分けております。

○保実委員長 よろしいですか。

月橋委員。

○月橋委員 はい。ちょっと、工場と、もう一回、ちょっとよくわからないんですけど、工場とかじゃなくて普通に営業所とかそういったところも、営業用ということですね。そこに関しては、もともとの料金もちょっと高めだし、こんということで、今回値上げもあるんですけど、改定率はちょっと低いよということですかね。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 用途的には仕分けはあるんですが、家事用と営業用以外についてはですね、もう簡易水道事業の体系に完全に移行しております。で、その段階的な措置が残っておるのがですね、家事用と営業用であります。で営業用につきましては先ほど説明いたしましたが、基本水量と基本料金10㎡と2,000円。ここはもう簡易水道体系に移行しております。残っておるのが、10㎡を超えた1㎡当たりの単価が、最終的には220円に行けばと統一されるということになるんですが、現段階では200円という暫定措置になっております。なので用途は違っても、最終的にはすべて料金体系は一緒になりますんで、220円に移行するまでにもう1回200円という段階を踏むというところがございます。なので違うということではございません。はい。移行措置が残っておるという。

○保実委員長 よろしいですか。ほかに。

山田委員。

○山田委員 三次市水道使用料等検討委員会ですずっと話し合いをされてきたということですが、この中で例えば水道料金自体上げないほうがいいのか、もしくは、コロナの今の状況を終えてからの、改定の方がいいとかというような意見が出たのでしょうか。最終的には段階的に改定する方法としたということですが、そのあたりの様子を教えていただければと思います。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 はい。三次市の水道料金につきましては平成8年に料金改定をさせていただきまして、29年にも改定させていただいておりますが、今回料金の改定を上げさせていただいてますように、同じ市内にありながら、合併後もう18年が経過しようとしている状況において、まだ料金が統一されてない。という形になっております。で、それと併せて委員会の中では、コロナの話も出ておりまして、コロナに配慮して、料金を上げないといけないというのは、概ね理解をさせていただいてる、市内の料金を統一するという意味でですね、まずは、市内同一料金しないといけないというところで、合意いただきながらも、コロナには配慮するよにっていうことをいただきまして、その時期を見計らってきたんですけども、委員会の中では、委員会自体は、令和2年にさせていただいて、その時期の経済情勢で言いますと、令和5年、令和4年の4月ぐらいに、ある程度見通しが立つんじゃないかというような話も、当時はありましたけども、今時点、経済情勢とかも見ますと、令和5年の10月から12月ぐらいに、景気の方が回復してくるんじゃないかという見通しも出されている中で、今回委員会の中でもあったコロナに配慮するっていう意味ではですね、10月に設定させていただいているという状況でございます。

○保実委員長 よろしいですか。ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 料金改定で市内統一ということですが、合併協時の協議はどがなかったんかいねこれ。合併協で、水道料金をどうするかのような議論にならなかった。そういうことはないけど、なっとるはずやけど、合併協で、何々は、料金統一しようこれはこのままにしようとかいうことが決まったと思うんですよ。2,000項目からあったんじゃろう思うんじゃけど。水道料金についてはどうい議論があって、今までこうやって、市内統一になってなかったのかいうのがようわからん、のが一つ。それから、一般質問で聞いたけど、基準内繰入れと基準外繰入れで、料金上げて、基準外で市の財政に圧迫をしておるところが、どういうふうに変わっていくんかいうのが、料金上がってですね。これちょっと、この表だけでは、ちょっとわからんけど、純利益と余剰金の関係でいくと上げてすぐまた、下がっていくんですかね。そこちょっと金額的によくわからんけど、それを教えてください。それと料金回収率が、100になる。行こうというふうにしよんじゃろうけど、上がる、令和5年から令和5年で上げて、来年、今年から10月から上げて、82.2まで令和7年になってまだ、料金回収率が下がるよねずっと。これどうしてこれ、下がるん。これまた下がったらまた、100に限りなく近くするといったら、これ何ぼあげりゃいいんですか、これ結局。今、1,000円アップでもう1,000円アップしたぐらいだからもう2,000円ぐらいアップせにゃ。料金回収率100にならんのではない。単純計算でいけば。その辺りをどういうふうに、計算してるのかちょっと教えてください。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 まず合併協の時の考えなんですけどもちょっと合併協の資料を今持ち合わせておりませんので、私の頭の中で覚えておくことをお答えさせていただければと思うんですが、ご存知の通り、8つの市町村が一緒になっておりますんで、それぞれ特色がある料金体系を持っておられた中で、旧の三次市はもう最初から企業会計、水道事業として取り組んでおられましたのでそこについ

ては、そのままということで、あとの7つの町村、これらについてはですね、少なしまとめる必要があるんじゃないかというところで、簡易水道料金体系のところをですね、1つにするという考えで、取りまとめをされておったというふうに記憶しております。ただその中で、幾つかの市町を、暫定的な、今回と同じように暫定的にそろえていくというところの経過措置がとられておったように記憶をしております。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 基準内繰入れと基準外繰入れの一般会計の補助金を今後どう考えていくかというところでございますけども、基準内繰りについては毎年総務省の方から、基準が示されて、それによって繰入れをいただいているところです。ただ基準外繰入れについては、できるだけ抑えないといけない。基準内だけで、やっていけるようにということは必要だと思っておりますので、基準外繰入れは抑えていきたいと思っておりますが、回収率といまして、料金回収率です。収納率とは違いますけども、かかる費用を水道料金で賄えるかどうかというところの率がですね、75%。令和2年で75%です。残りの25%は、補助金に頼っているという状況でございますので、今回水道料金を、改定することによって、料金収入は見込んでおりますけども、それでもやはり回収率は、100には至らずですね。今お手元の資料にあります9ページのところに回収率のグラフを載せさせていただいておりますけども、令和6年度でも82%です。で、だんだんこう下がっていくって、このグラフについては、人口減少の影響も、見込んでおりまして、入ってくる水道料金というのはですね人口に影響しますので、そういった意味で回収率が下がってくる推計です。

かかる費用については、施設を持ってればですね、そこにかかる施設にかかる費用というのは、必要になって参りまして、人数が下がったとしてもですね、一定の事業費がかかってくるというところなんです。

で、今広域連携の話も、協議させていただいておりますけども、広域連携の中では、施設の再編整備というところで、維持管理費も抑えていこうというところもですね、国費をその広域連携によって得られる国費を使って、維持管理費を抑えていこうというところも、お話の中でありますので、そういったところの有利な財源を使いながら、水道料金への転嫁っていうところを抑えていきたいというふうには思っております。で、料金回収率を100にしようとしたらどれくらいになるのかというところで、なんですけども、ここはですね、料金の検討委員会の中の資料の中にちょっとあったと思うんでちょっと数字がですね、ちょっと手元に資料が持ってないんですよ、あれなんですけど38%ぐらい上げないといけなかったと思うんです。で、全体的にですね。ただその水道料金に関してはやはり県内でどれくらいだとか、やっぱり料金的なところはですね、際限なくということにはならないかと思っておりますので、その辺の事業ができるかどうかのバランスを見ながら費用も抑えながらというところで、企業努力をしながら水道事業をやりたいというところでございますので、料金回収100%を目指しておりますけども、なかなか難しいところがあるかなというふうに思っておりますが、料金改定をしなければですね、これから水道事業純損失が出る推計を資料の方では8ページの方に載させていただいておりますけども、一番上の現行料金の見込みでいいましたら、令和4年度から赤字が出るような試算になっておりますので、この料金改定によって、非

常に利益を出していきたいというふうには考えております。以上です。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 合併協の時の、わしも合併協のときおったんじゃないけど、なんかよう詳しい説明を合併協出たやつが、やつがじゃない、出た議員がまとめを報告せんかったけえいう点もあるが、三次は三次だけでやるみたいなことじゃなかったのかな思うて。各町村はそのまんまでいくいう何かそんな報告したと思うんやじゃけどいきなり旧町、村と一緒に料金を一緒にするような、何か合併協の、合併協で何年後には料金を統一しようとかいう話はなかったと思う。うん。だけ。まあええ。合併協の時の話をもう1回ちゃんとせにゃいけん。もう1回河野事務局長呼んできてよう聞かなきゃいけない。ねえ、合併協の事務局長が、そんな時はようまとめ切らなかつたかもしれんけど、またそこを明らかにしてくれたてならええと。じゃけわしはそのままでいいと思うもし、あれな足らんところは各旧町村のまんまで、それでうん言うてで合併したんじゃないか。ほいじゃけ今更、旧三次市がまたそれをかぶるのはおかしいと思う。ほいじゃけ旧町、村の人が、それで、そういう営業しようたわけじゃけ。それでいかないけんのじゃないかと思うよ。そこのところがよくわからんけどそういうちょっと、記憶の端にあるもんじゃけ。それと、基準内繰入れは、基本的には国から交付税算入されとるよね、毎年。だからそれは大体どのぐらい入るんです、基準内繰入れの、総務省が示しておるのは。

それから、料金回収率でいうと、38%上げるいうたら、およそ6,000円ぐらいあがることになるんじゃない。ひと月、今標準の世帯は、水道料金が、ひと月がそれは全国的に見たら1万円ぐらいのところもあるみたいだけど、そのことによって、市民の負担がものすごく増えるということじゃなくて、広域連携して20億円もろて、このあたりは、全然影響ないんです。仮に広域連携をすれば。その数字はどこへ、どこへ出てくるんですか。その20億円もろて、三次市の営業が、水道の営業は、良くなるという、このまま営業しとってもよくならんじゃない、合併しても、広域連携しても。そこはどういうふうにとる。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 まず、合併協の話ですが、合併をした当時はですね、言われるように、上水道と簡易水道の二本立てで事業は進めておりました。ただですね、平成の16年、ちょっとごめんなさい。記憶は確かでないんですけど16年あたりだったと思うんですけど、簡易水道事業を、もう上水道に移行しなさいという国の意向が示されまして、平成19年にその意思表示をしてですね、平成20、ごめんなさいちょっと記憶が、定かでないんですが。平成29年の4月1日で、簡易水道事業を上水道へ一本に統合しておるんです。その前提として、簡易水道事業はもう当然国費をいっぱいもらって事業をしておって、移行して、一本になるのであれば、補助金は続けて出しますよという国の方針が出ましてその当時も一般質問があったと思うんですけど、それによる影響額がどれぐらいあるのかとか、それで統合するメリットがあるんかとかそんな質問を受けたような記憶があります。そういうような中でですね、三次市としましては、もう水道事業へ移行するという表明をして、簡易水道事業に係る補助金をずっと国費をいただいてきておりますんで、その中で、一本に今なっておるという経緯があります。なので言われるようにですね、合併当時は確か二本立てだった

というふうに思います。

それから、20億円の影響がどういうふうに出てくるかという話でございますが、先ほど課長の方からも説明をいたしたんですが、広域連携することで、施設の最適化というご説明をですね、重ねて説明をさせていただいてきたところですが、今ある25の三次市市内の浄水場、これが最終的には、8浄水場までまとめようとしておる計画です。そうすることによって、資産がぐっと減りますんで、それにかかる更新費用は当然もう次からなくなります。それによって大きく減価償却費も減ってきます。そして減った施設を、今は維持管理をしておりますが、維持管理の必要もなくなります。なので毎年の維持管理費用も減って参ります。いうところ、企業団に移行してすぐに安くなるというようなことはないんですが、そのサイクル、それぞれの施設のサイクルごとにどんどん施設がなくなってくるんで、少しずつ影響が出てきて、最終的にはそれが料金へ転嫁されて、料金が単独事業でやるよりも広域連携をしたほうが安くなるという、こういう仕組みになっております。

それから、回収率のお話でございますが、こちらですね、今すぐに100%の差額を計算するというのはこれはあまり意味がないことなので、我々自体もですね、今100%にしたらどうなるかというの試算は一切やりません。段階的に料金を上げていって、今回は上げるというよりも、先ほどから説明しておりますように、1つの体系に早くする。平等性を担保するという意味ですね。そこからスタートだというふうに思っております。まずは、県内の中でも、2つの料金を持ち合わせておるのは三次市だけです。なので、まず県内でもまず、先ほど言いましたように簡易水道を水道事業に統合して、もう料金体系としては一本でなくてはならないということです。それをまず今回は大きく、そこは成就をさせていただきたいというところで、その結果をもって料金改定というのは3年から5年の安定的な収入が見込めることが原則として、改定をしなければならないということが大原則でありますんで、また、今回料金改定をさせていただきまして、また3年間の実績をもって、どうなるかというところを見極めながらですね、また次の料金改定については検討をしていかななくてはならないということになります。時期的にですねこのまま行って、議会の方でご承認をいただきましたら企業団へ移行するという流れになろうかと思いますが、そうした場合はですね、企業団の方でまたそのところについての再検証をしていくということになろうかというふうに思います。私の方から以上です。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 すいません。一般会計の補助金での交付税措置のところですね。令和2年での決算で申し上げます。一般会計の補助金がですね3億299万2,000円です。で、これに対して、一般会計の交付税措置がですね、1億6,828万2,000円という数字です。で、3億の中で基準外繰入れについては1億1,900。で、基準内繰入れが1億8,400。基準外繰入れが約4割という状況になっております。

水道料金についてですね、もう1点申し上げさせていただければ、水道法の中にですね、第14条になります。こちらの方に、特定のものに対して不当な差別的扱いをするものではないことというのが料金的な料金の考え方になっております。で、今時点でこう市内で、料金に差があるって

う状況がありますので、合併をして、その経過措置っていうところではありましたが、料金を統一させていただきたいというところは、こういった法にも基づいてというところをお願いできればと思っております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 合併からこっちだまされ、だまされだまされ続けてきよるわけじゃが。だいたい合併時で統一的にこんなものは決めてかにかいけんかったのに、時間がないということでこういうことになって、いい加減な合併をしたんだけど、それはそれとして、今後人口減少社会が迎えるわけで、設備減をしながらじゃけど、人が減ったら設備は基本的に減るんじゃない。維持管理費がいらんようになる。今は5万人ちょっとじゃけど、これが3万人になったら2万人分減った分で設備減という施設設備維持管理費というのは減るんじゃないんですか。そこは、どんな計算。この料金回収率やら今後の状況とすれば19年、10年度までしかないけえじゃけど、今後の料金とか、そういう、設備維持管理費、今度は水道管も100年もつんじゃけ、そんなにいらんようになるかもしれませんが、そういう計算はしてない。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 人口減によりまして当然給水人口も比例する形で減ってくるとは思うんですが、そこで費用について減るところはですね、変動費用であります。変動費用というのは1m³、水を送り出す費用と、100万m³、極端に言いますけど。送り出す費用、そこで差が出る費用が変動費用です。水道事業というのは固定費、固定費が大変率的に多いんです。1m³送り出そうが100万m³を送り出そうが、どうしてもかかる費用というものがあります。それが固定費と呼ばれておるものです。それが水道事業で言いますと、うちの場合で言うても、9割以上はもう固定費だというふうに思っております。詳しい資料今持っておりませんが、いうところで、送り出す配水量に伴う薬品費であるとか、ポンプの動力費であるとか、そういう部分については確かに減ってくると思います。ただその水を作るまでの過程でどうしてもかかる費用というのが9割以上あると思いますのでそこは減すことができない。これを大きく減すことができるのは、施設そのものを減していくと。そうすることで資産が減りますし維持管理費が落ちてくると、ここのメリットが大きいということでございます。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 人口が減っても、出す水の量がかわらんなら不要な水がますます、出てくるいうことになる。人が減って、設備はほとんど変わらず、9割が言うんなら今から人口どんどん減って水は使わなくなれば余分に作らないと、いうことはできんの。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 余分に作らないということではできるとは思いますが、先ほども言いましたように、施設がある限りはその施設を維持管理していかなければならないので費用は当然かかってきます。人口が減るということは、ダウンサイジング、関係を小さくするという事は三次市においてはですね、あまりそう極端なダウンサイジングということは考えられませんが、施設を減らして、その施設から多くの地域へ水を排水するという事で、施設の有効利用ができて、先ほど、紹介し

ていただきましたが管路につきましてはもう100年をを保証するようなものが出て参りましたので、管路だけの維持管理費を見ていけばいいということになれば、当然その耐用年数は100年に1回なので、費用も減ってきますが、施設を維持管理しようと思えば電気機械設備で言えば15年、20年ぐらいのサイクルではどんどん変えていかなくては、消耗してしまいますので、そういったところをなくしていくというのが一番のメリットとなります。

そして、ダウンサイジングというのは施設をダウンサイジングしてそこから排水をすれば、管路だけは100年はもつということで、費用も低く抑えられるという仕組みでございます。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 何にしても、市民生活に直結しとることなんで、なるべく安く、提供して市民の安心安全の生活をせないけんので、なるべくそれは、国が出した方針じゃけいけんのんじゃけど、本当言うたら国がもう少し面倒見ないけん話だろう。基準内繰入れをね、だから、そのあたりをねしっかりと当事者としても市民の方へ重石をかけずにしっかりとしたね、国へ要望要求して、ちゃんとした、料金体系でいけるようにせにゃいけんのじゃないかと思う。これは意見。

○保実委員長 はい、ほかに。

杉原副委員長。

○杉原副委員長 お願いと申しますか、この度出していただいた、以前にも出していただけてますけれども、この料金改定に伴う純利益、純損失の令和8年以降、激変緩和が終わっても赤字になる見込みというのを出されとるんで、いずれまたですね3、4年後。まあまあ何年後になるかわからんですけれども、料金改定せにゃいけん時が来るんだろうと思うんですけれども、今、局長たちがおっしゃられたように、令和5年から県の水道事業団、立ち上がって、この10年間のうちに施設などああいう事が進められて、令和15年度からは、県内同一水道料金にするかどうかとかも、決めていかにゃいけんわけじゃないですか。もうすでに、三次市としては統合していく施設とかも決められとると思うんで、やっぱりそこを先にですね、どれだけのコストカットになるんかというの試算していただいて、毎年でもですね、この三次市の状況というのは今後も議会や市民にやっぱり提供して欲しいと思うんですけれども、この推計をですね、また料金改定するときだけ出すと、やっぱり、市民の人は困ると思うんで、やっぱりしっかりとですね毎年の施設統合等による効果と、それに伴うこの純利益・純損失の推計ぴったり出てくるものとは思いませんけれども、やっぱり事前にですねそういったことは、三次市として把握して市民にも周知されて。令和15年が来た時にですね、県内統一にすべきなんかの三次にとってメリットがあるのかデメリットなんかいこうのを、もう事前にしっかり把握できとる上で、交渉等もやっていっていただきたいと思うんですけれども、そういった推計をしっかり出していただいて、公表していただけるかどうかというのをですね、これは毎年やっていくべきだと思うんです。詰めていくべきだろうと思うんですけれども、引き継ぎも含めてですね。いかがでございましょうか。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 財政推計につきましてはですね、料金改定をご承認をいただきましたら、今度は経営戦略というものを立てていかなければなりませんので、これを元にですね財政推計は10年間の

ものは、お示しをまずはさせていただくようになろうかと思えます。

そして毎年の分析というところがございますが、細かな分析はですね、委託料等もかなりかかってですね、きっちりとしたものをお示しできるかどうかというのはちょっとまだ確約はできませんが、毎年経営比較分析というものをしております。それをホームページへ毎年分を載せております。時期的にはちょっと約1年遅れぐらいの掲載になってしまうんですが、今であれば、令和2年度の経営比較分析がホームページ載っておりますんで、それを見ていただけましたらですね、三次市の状況がどういう状況にあるかという、大まかなところがですね、わかっていたけるんじゃないかというふうに思えます。3年の実績をもって再検証ということになろうかと思えますんで、自主的には2年分の実績が出たところで、もう債権者スタートしないと追いつかないような状況なんで、1年後というのはちょっと厳しいかもしれませんが、3年ごとの推計というのですね、お示しをしていけるんじゃないかというふうには思いますが、このことは企業団の方の中でうちだけで決める事項ではないのかもしれませんが、三次市としてそこをですね、しっかりと企業団の方へそれは伝えてお示しできるようにですね、話はしていきたいというふうに思えます。

○保実委員長 杉原副委員長。

○杉原副委員長 そのピンポイントでとか、いう思いじゃなくて特に僕がお願いしたいのは、企業団がスタートしてから実際に施設の統廃合を進めていかれるという計画が出てこようと思うんですけども、それに進捗によって実際統廃合が進んでいく10年間の年次計画が出てこようと思うんですけども、そこによるコストカットの効果をですね、しっかりと当て込んだ推計を出していった欲しいと。今のは、当て込まれてないわけでしょ。令和8、9、10と順調に赤字がまた出てくるところは、コストカット分は、これ当てはめられとるんだったら僕ちょっとショックなんですけど、当てはめられてないものと思とるんですけど。じゃけ、その部分、コストカットしていくことによって、どれだけ切り詰められていくことができるかによって料金の上がり幅もどんどん変わってこようと思えますんで、的確にその、推計を見込んだ表ですね、1年ごとじゃなくてもそれはいいですけど、進捗がわかるごとのコストカット分を見込んだ推計出していきたいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 今お示しをさせていただいております財政推計なんですが、まだ企業団移行のご承認はいただいておりますので、単独経営でやった場合でどうなるかという財政推計でございます。今おっしゃいましたコストカットの部分ですね。これが公表、正式な形で公表できるものをお示しできるかどうかわかりませんが、なるべくですね、その実態に合った推計をお示しできるようにですね、そこは話し合いの中でもですね、しっかりと伝えていきたいというふうに思えます。

○保実委員長 よろしいですか。ほかに。

ないようですので以上で議案第30号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第37号「損害賠償の額を定めることについて」を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

明賀水道局長。

○明賀水道局長 失礼いたします。それでは続きまして、議案第37号「損害賠償の額を定めることについて」ご説明申し上げます。こちらにつきましても説明資料によってご説明をさせていただきます。それでは、資料1ページをご覧ください。

まず、1、提案理由についてでございます。令和3年3月5日に三次市南畑敷町字大仙10084番39地先で給水管から漏水が発生し、それを原因として近接して埋設してあったガス管に穴を開け、24戸へのガスの供給が停止いたしました。このことにより、ガスの仮復旧及びガス配管の工事に費用を要したため、損害賠償額を定めることについて、市議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、2、提案理由の補足についてご説明いたします。漏水した給水管は口径13ミリの塩化ビニール管で、昭和48年に敷設したものです。敷設後48年を経過しており、老朽化により漏水が発生したものと推測しております。そして、穴のあいたガス管の状況から見て、今回の漏水により土砂まじりの水流が発生し、相当の時間をかけてガス管を研磨し、穴をあけてしまった。いわゆるサンドブラスト現象によるものであると考えております。その結果、空いた穴から水道水と土砂がガス管内に流入し、ガスの供給が停止したものです。

次に、3、損害賠償の内容についてご説明いたします。損害賠償額は388万2,074円でございます。損害賠償金の支払い内訳につきましては、本市が加入をしております日本水道協会の保険から383万2,074円を概算払いをしております。また、この保険は免責額が5万円となっていることから、こちらにつきましては、本市が直接債権者に概算払いをしております。債権者につきましては資料に記載の通りでございます。

次に、過失割合につきましては、本市が管理する給水管の漏水を原因として損害が発生させたことから、本市の割合が100に対して、債権者は0となっております。

以上で議案第37号のご説明とさせていただきます。よろしくご審査いただき、ご可決いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは委員の皆さんからの質疑をお願いいたします。

重信委員。

○重信委員 基本的なことなんですけども、昨今の技術の進歩によってですね、事前の調査結果で、この付近にガス管が通っているんだというような、調査はされなかったのか、また起きたことは致し方ありませんが、今後の対策、または研修などはどう考えておられるでしょうか。以上、1点でございます。

○保実委員長 瀨口水道課長。

○瀨口水道課長 こちらの団地内のガス管につきましては、敷設したのが、昭和48年で48年ぐらい経過しております。で、ここの団地にガス管が入っているということはですね、わかっておりましたけども、その場合にここの何かこう対策を改めてするかとかってというようなことはですね、考えておりませんので、今回のこういった事故が発生して全てをやりかえる、何かこう近い管については、何か間に挟むとかですね、距離を離すとかってというようなことを、すべてにおいてやるということではなくて、老朽管の更新時期も迎えておる管です。40年経過してる管ですので、全体的に

やり変えていくっていうことをですね、計画的にやっていきたいというふうに考えております。

○保実委員長 よろしいですか。

山田委員。

○山田委員 この度、現場写真が手に入りましたので、提出させていただいてます。

私からはこの現場写真の上の方の写真からご質問します。この写真下の方へ通ってる黒い管が水道の本管で、上の黄色い管がガス管と。ガス管の近くから近くの方へびよこっと出てきてます。これが家庭へと続く水道の管だとは思いますが、水道管とガス管の距離が非常に近いように見えるんですが、水道管、ガス管が埋まった場所というのは、市道の下になると思います。その市道の地下へこういった管を埋める時の、許可なりは、市が出すものだと思いますし、その中にも規制やルール等もあるんじゃないかと思いますが、そのあたりのところ、教えていただきたいのと、もう1点が、事件の発生が、去年の3月ということで、今に至るまで1年と結構長い期間を要しています。そのあたりの経緯もお願いします。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 市道内に、水道管もですけども、埋設をする場合には、管理者である土木課の方に届けを出して、許可をしてもらってます。水道についてもそうなんですけども、その際、道路占用許可通知書っていうのをを出していただくんですけど、その中に他の専用物件、水道であればガス管とかですね、ガス管を埋設されようと思えば水道管とか近くにあれば、占有者ももとの占有者に協議をしましょうっていうのが書いてありますんで、それに基づいてですね、今回ガス会社の方も平成22年ぐらいに管をやり替えて、ポリエチレン管に交換されてますけども、その時も協議をいただいております、その時にですね、水道課の協議の内容とすればですね、本管との離隔を30センチ離してくださいっていうのをを出してます。今回はですね給水管ということで、本管には気づかれてなかったんですけども、給水管の離隔をとる基準っていうのが、法的にはなくてですね、ガス管の方については、10センチの基準っていうのは日本ガス協会の方で作成されている基準によって、交差クロスしてる場合は、離隔10センチ離しましょうというのがあります。こちら見させていただいた写真では10センチないかと思えますけども、間に土とかが入ってますので、管自体も柔軟性がある管でして、10センチの離隔は取れてたというふうな話を聞いております。それについては、ガス協会の基準に合致してるということで、相手方に瑕疵はないというところで、市とすればその水道管が漏水したことがそもそも原因ということで、今回賠償させていただいたという形でございます。

1年かかった経緯でございます。工事が、一段落ついたので7月の終わりです。それまでも、宅内の工事が絡んでくるので、コロナ禍ということもあってなかなか、お宅の方に行って工事をする、ガス管の工事をするっていうのが難しかったというふうな話は伺っております、そうは言っても、7月の末から1月、に示談させていただくまで6ヶ月ぐらいございますんで、その間についてはですね、金額が提示されてそれを受けて市としても、市長まで協議をさせていただくの時間を要しますし、相手方に対しても協議させていただくの会社に組織ですので、すぐに回答ということには至りません、時間を要したというところございまして、協議を積み重ねても

ちょっと6ヶ月はかかったというところでは。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 わかりました。

それとですね、今回工事をされてかなりの額がかかったとは思うんですけども、恐らくこの老朽管の整備ということで、将来的にはこのあたりの整備も見込まれてるんじゃないかなと思います。やはりですね、まだ1回掘ったところ、また、全体の整備の時に掘るといのはかなり、無駄で、老朽化してるのは分かりきったことなんで、全体の整備等ですね、考えておられるか、またですね地域の方々もですね、同じように思われて1ヶ所が漏れると他のところも漏れると。地下のことは見えないのでどっかで漏れてるんじゃないかなとご心配されてますし、水の出がちょっと悪くなったような気がするという声も聞いてます。今後の対応としてですね、どのように考えておられるかをお願いします。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 漏水の調査というのを毎年行っております、この団地につきましても、今年3ヶ所の漏水の工事をさせていただいております。その調査でわかったところの工事をさせていただいております。数も3ヶ所というところで、ちょっと多いというのがありますし、あと法定耐用年数40年を経過しているというところで優先順位が高いところに、位置しておりますので、早い順番で老朽管更新をさせていただきたいというふうに思っております。

今後につきましては、こういった老朽管のところとかですね、例えば配水池からの水量が、実際使われてる水よりも多く出てる。そういったところを重点的に今もやっておりますけども漏水調査をする、それから老朽管更新を進めていくというところで、対策をしたいというふうには考えております。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 水の出が悪くなったんじゃないかというご質問がございましたが、今回の案件によってですね、水の出が悪くなるということはちょっと考えにくいので、先ほど課長も言いましたように、ここも法定耐用年数過ぎておりますので、ここ団地全体ですね老朽管更新というものをですね、早い段階で考えていきたいというふうに思っております。

○保実委員長 よろしいですか。ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 私からは1点だけ質問させていただきたいんですが、この事案が発生したときですね、当然この24戸の方々にはもうご迷惑をおかけしたということは、否定できないという話になるかと思うので、どのように水道局として機動的な対応だとか説明とかも含めて、動かれたのかということ、質問させてください。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 24戸の方にはですね、今回の漏水でガスが使えないということでご迷惑をおかけしております。各戸に対しましては、ガス会社さんの方から対応すべていただいております、水道課はですね、現場の方で給水工事、漏水をしたところの修繕工事をして、復旧をされる工事の時の

立ち会い、どういった形でされるかっていうところでもすね確認させていただきながら、賠償案件になってるっていうのはすね、当初からわかっておりましたので、その間、事故があつて以降の、履歴とかっていうところも整理しながら、ガス会社さんの方と話を続けさせていただいたところですけども、24戸の方につきましてはすべてガス会社さんの方で対応いただいております。

○保実委員長 ほかに。

月橋委員。

○月橋委員 1点だけなんですけども、先ほど対策としては老朽管を変えていくっていうところだったと思うんですけども、そもそも、ガス業界の方では10センチ、水道管と10センチ離せばいいということだったと思うんですけど、これもともと市としての取り決めっていうのが必要じゃないかなというふうに思うんです。平行の場合だったら、一般的に30センチ空けるとか、交差だったら15センチ空けるとか。そういうのが一般的にはあると思うんですけど、市としての方針というのが、今のところないみたいなので、今後のためにすね、つなぎ手からは、15センチ開けるとか、クロスする場合も15センチ空けるとかそういったのを、考えていかれるような予定はありますか。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 今回すね、ガス会社さんの基準で言えば合致してるんですけども、水道管が漏水したことが原因で事故を起こしてしまったという、ところで、今回こういったことが起きましたので、今後、他市の事例で言いますと、距離がとれないところはゴムの板を挟むとかですすね、管に巻くとかですすね、そういったことをお願いされてるところもございまして、ちょっと今後、そういった協議も必要かとは考えております。まだちょっと、これにつきましては、他市の事例とかも参考にさしてもらいながら、検討させていただきたいというふうに考えております。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 そうすね、他市の事例もあると思いますし、市の方でやはり基準を決めていけば、業者さんの方もそれに沿って工事をしていただければと思いますので、それが事故を防ぐ方法だと思いますので、検討の方よろしくをお願いします

○保実委員長 はい。ほかに、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案37号に対する質疑を終結いたします。

水道局の皆さんありがとうございました。

それではここで一旦休憩を挟みたいと思います。再開は11時15分をお願いします。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

○保実委員長 休憩前に引き続いて、審査に移りたいと思います。

議案第34号「指定管理者の指定について」審査を行います。

提案理由の説明をお願いいたします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 産業振興部、三良坂支所に係る議案第34号「指定管理者の指定について」ご

説明申し上げます。

本案は、三良坂ハイヅカ湖畔の森のオートキャンプ場等の整備が本年度末に完成することに伴い、令和4年度から令和5年度までの指定管理者について公募したところ、2団体から応募があり、指定管理者選考委員会において選考された。有限会社ハイヅカ湖畔の森をその候補者として選定いたしましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。

参考資料として指定管理者の指定ということで、施設概要等を掲載しております。

説明は以上でございます。ご審査の上ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いいたします。

掛田委員。

○掛田委員 今回の指定管理者に選定される団体、これ新設の会社なのかどうなのかで、まず、申請団体が2団体あったということなんですが、なぜこの団体に決まったのかということで、業績は確かなのか、業績がない場合経営計画っていうことがしっかりされているのかということですね。

で、最後にですね、実際運用していく上で指定管理料がどういうふうになっていくのか、従来に比べて、安くなるのか高くなるのか。安くなる、高くなる。もしその理由があればそれもお示しいただければと思います。以上です。

○保実委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 今回提案をさせていただいております有限会社ハイヅカ湖畔の森は、従前より施設管理をして、指定管理者として対応いただいていた団体でございます。

今回、2月1日でございますけれども、選定に際しまして申請書に基づく審査会を開催をいただく中で、経営計画でありますとか、今後の対応、収支計画、そこら辺をですね、ご審議いただきまして、有限会社ハイヅカ湖畔の森ということで、今回提案をさせていただいたものでございます。

指定管理料につきましては、公募の際、最低価格といいますか最低指定管理料というものを提示する中で、当該2社が提案をしたうち、有限会社ハイヅカ湖畔の森の方は、400万円という額で収支計画を提案をいただいたところでございます。令和4年度の当初予算には、400万円を計上し、またそちらの方では予算審議をいただいております。

○保実委員長 よろしいですか。ほかに。

山田委員。

○山田委員 今の話に少し関連するんですが、今のコロナ禍ということで、施設を開けたり閉めたりということが結構起こっていると思います。その中でこの指定管理料っていうのは、恐らくは休んでいようがもう、この2年間を管理していただくんで、固定されたものというか、最初の契約通り払われると思うんですが、やはり施設を開けてないとなると、電気代やら、その他ですね、消費しないものも出てきくと思います。そのあたりの考え方をちょっと確認なんですが、教えてください。

○保実委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 山田委員おっしゃいますように、指定管理料というのはもう固定的な予算と

ということで、有限会社ハイヅカ湖畔の森の指定管理者の方に、お支払いをさせていただくことになろうかと思います。ただ、コロナ禍等によりまして閉めておる間でもですね、きちんと施設の管理はいただかないといけないと、草刈でありますとか、清掃活動でありますとか、施設の点検でありますとか、そういったことをですね、対応いただいて、有効的にですね施設の管理をいただかないといけないということで、それに伴って指定管理料が上下するというものではないかというふうに思います。

ただ逆に、収入が見込んでおったより収入が減ったというようなときにはですね、持続可能な補助金でありますとか支援金、そこら辺もですね、協議により、拠出をいただくことがあろうかとも、将来的にもですね、あろうかと思いますが、基本的には指定管理料の中で運営をいただくということになろうかと思います。

○保実委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

竹原委員。

○竹原委員 ハイヅカ湖畔の森の管理会社言うか、指定管理従業員は何人おるんです。

○保実委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 今回申請をいただく中で、体制の方が示されております。従業員は5人ということでございます。あと有限会社の方の会社としての役員体制として、取締役、支配人、それから副支配人ってということで、対応いただくものと考えております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 でその5人の、従業員さんは常駐なんです。この、管理というか、管理施設、どういう勤務体系なん。

○保実委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 いずれも、現在、有限会社湖畔の森の方から申請をいただいている書類に基づいてご回答申し上げたいと思いますけども、常勤職員は1名でございます。臨時職員が交代制で2名、パートタイムが2名、これも交代制。それからパートタイムの1名ということで、対応いただく予定といたしております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 今の5名の方で、交流センター、キャンプ場、テニスコートと林間学習舎、駐車場などの管理ができるんですか、日常的な管理は。常勤が1人だけで。

○保実委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 計画書にも記載もいただいております。管理体制について御示しもいただいております。十分という言い方は私の方からできませんけども、きちんと施設の管理をいただけるものというふうに思っております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 事故もあったことなんで、やはりしっかりとした管理体制がない。せんと、事故があった部分は撤去したんでしょうけど。今後の、運営するのに、しっかりとした管理運営をね、せんといけんのじゃないかなと思うんで、しっかりと指導なりしていただきたいと思います。はい。

○保実委員長 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第34号に対する質疑を終結いたします。

ここで説明員が入れ替わります。

(執行部入れかえ)

○保実委員長 次に議案第28号「三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)」を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第28号「三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)」についてご説明申し上げます。

本案は、君田鑄原農事組合簡易ライスセンターを普通財産に変更することに伴い、関係条例である、三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止しようとするものでございます。

添付資料をご覧いただきたいと思っております。本施設は、昭和53年に建設。軽量鉄骨造の平屋建て、敷地は市有地で組合員は3名でございます。地元組合からの施設譲渡の要望もあり、議決をいただいた後は、市の公共施設等総合管理計画に基づき、施設譲渡をしようとするものでございます。

説明は以上です。ご審査の上ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○保実委員長 それでは質疑をお願いいたします。

月橋委員。

○月橋委員 ちょっと先日見させていただいたんですけど、建物この写真は古いんですけど新たに、こう綺麗に今されてますよね。それはいつ、どのようにしてちょっとされたのか、市の方でされたということですかね。ちょっとお聞かせ願えますか。

○保実委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 確かにこの写真はちょっと以前の写真で、地元要望に基づきまして、一定の修繕を行っております。この修繕は、今年度実施をしております。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 それは譲渡することも含めて、要望として、ちょっと古いんで新たに市の方で欲しいということですかね。

○保実委員長 中廣産業振興部長

○中廣産業振興部長 協議の中でその修繕箇所等については、協議の上、市の方で実施をしております。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 もう1点だけ。この法人さんは組合員が3名ということですけど、3名でお米か何かということですかね。3名しかいらっしやらない。で、3名ですかね。

○保実委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 この施設が設立をされた当初はですね、10名程度おられたようなんですが、

だんだんと高齢化等により、離農された方もおられますし現在利用されているのが、組合員が3名ということで、ライスセンターとしての機能を、この施設を活用しておられます。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 せっかくこれ活用をですね、譲渡してこれから使っていただくってことなので、その辺も協力していただいて、その法人さんがですね、これからもちょっと、農業の方していかれるように、ちょっと支援の方をいろいろとしていただきたいなど。3名しかいらっしやらないということなので、なかなかいろんな手を使ってですね、残していただく方法で、お願いしたいんですけど、いかがですか。

○保実委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 今後、地元で運営をしていただくということになりますけど、この施設がですね有効に活用されるよう、また、周辺地域も含めてですね、その活用の用途が広がっていくような、そういった取組もお願いしたいと思いますし、市としてもそういった働きかけをですね、地元の方にもしていきたいというふうに思います。

○保実委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第28号に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第29号、「三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)」を審査いたします。

(執行部入れかえ)

○保実委員長 それでは説明をお願いします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 議案第29号「三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)」について、ご説明申し上げます。

本案は、三次工業団地に隣接している馬場池を埋め立て、新たに整備しました東酒屋産業用地への企業立地を促進するため、関係条例である三次市工場等設置条例の一部を改正しようとするものです。

その内容は、現在の優遇制度のうち、地盤改良工事に要した経費の2分の1を助成する地盤改良奨励金の対象地が、三次工業団地第三期分譲地のみであるところを、東酒屋産業用地も追加をし、事業者に対して販売活動を強化していこうとするものでございます。

添付の資料をご覧ください。東酒屋産業用地の概要として所在地は、東酒屋町字間松ケ迫10792番。三次工業団地の勤労者体育館の真向かいに位置しております。面積は4,118.08㎡でございます。

説明は以上でございます。ご審査の上、ご承認いただきますよう、よろしく申し上げます。

○保実委員長 それでは委員の皆さん、質疑をお願いいたします。

掛田委員。

○掛田委員 先ほど部長の方から企業立地というそういう、ある種目的のようなものが示されたと

思うんですが、その使途も、考え方として企業立地っていうところにもう少し具体的な説明みたいなものをお願いしたいということと、現実的にですね、この企業立地っていうのを達成する中で、需要見込みっていうのは本当にあるのかどうなのか、それは営業努力とかいろんな行政能力にかかるともあるんでしょうけども、そのあたりの、そもそも論の需要見込み的なものはどういうふうにお考えなのかということをお聞きできればと思います。

○保実委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 この企業立地の考え方でございますけど、市といたしましては、やはり市内での雇用っていうところと、やはりこの新たに進出していただく企業の設備投資、その投資額、そういうところを重点的に考えております。そして、この新たな産業用地でございますけど、引き合いというのは交通、運輸関係からもいろいろとお話はいただいておりますけど、やはり先ほど申しましたように、地元雇用ということと、投資額、そこを重点的にこれからこういった制度も設けていて、ご可決いただきましたらこの制度をもってですね、また、広く営業活動していきたいというふうに考えております。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 ですから、ある程度の需要見込みってのはあるだろうと、だろうっていう話なんですけど今現実的にまだ決まったわけじゃないんで。ある程度そういうものは、お持ちの中でのこういう取組っていうところも、あったということで理解してよろしいのでしょうか。

○保実委員長 中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 実際に打診もいただいております。先ほど申しましたようにやはり地元雇用と投資額、そこを、重点的に取り組んでいきたいという考え方でございます。

○保実委員長 ほかに。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第29号に対する質疑を終結いたします。

産業振興部の皆さんありがとうございました。

ここで説明員が入れ替わります。

(執行部入れかえ)

○保実委員長 それでは次の審査に移ります。議案第36号「市道路線の認定について」審査をいたします。

提案理由の説明をお願いします。

秋山建設部長。

○秋山建設部長 委員の皆様お疲れ様です。議案第36号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、市道路線の認定基準を満たす市道十日市440号線ほか1路線の市道認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めようとするものであります。

まず、市道十日市440号線は、宅地開発に伴い整備された団地内道路で、土地所有者から土地の所有権移転の承諾が取れたため、認定するものです。延長は91メートルで、関係戸数は16戸です。

次に、市道川地258号線は、圃場整備事業により整備された道路で、土地所有者は三次市と土地改良区です。延長は120メートルで、関係戸数は2戸です。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○保実委員長 それでは質疑をお願いいたします。ありませんか。

山田委員。

○山田委員 どちらもなんですが先に、十日市の方の路線からなんですけれども、先ほどの説明で持ち主さんからの許可を得たという話ですが、事の始まりというのは、地域要望が何かがあって、こういう経緯に至ったのか経緯の方、もう少し詳しくお願いします。

○保実委員長 細美土木課長。

○細美土木課長 皆さんおはようございます。先ほどの質問でございますけれども、地元がですね、一応やっぱり宅地造成をしたときっていうのは、それぞれで宅地部分を民々でいろいろ分けてあると思います。それがですね底地が、結局みんなの承諾を得てですね、やっと市道に認定してもらって、今後の管理をお願いするというので、地元からの申請があったと思います。以上です。

○保実委員長 よろしいですか。ほかに。

月橋委員。

○月橋委員 もう、計画としては工事の計画としては、これ、それぞれ単年工事でなりますかねいつごろからされる予定ですか。もうできてる。なるほど。あ、ごめんなさい。

○保実委員長 よろしいですか。ほかに。

杉原副委員長。

○杉原副委員長 整理番号3,615番。上志和地の方なんですけれども、これは、土地改良区から三次市に土地の提供があって、ということなんですかっていう。道路幅とか、今までは幅員が狭かったりして、市道の認定の要件から外れとったけれども、地元要望の中で市道にしましょうという決定に至ったということ、土地改良区からの土地自体は、土地改良区のままなんですか。何を何の、差があって、これまで市道の要件自体は果たしてないってということですよ。

○保実委員長 細美土木課長。

○細美土木課長 結果論としてですね、もともと公衆用道路としての三次市の土地とですね、あとは土地改良区の土地が二本立てでありました。それで、結局は地元の方からですね、やっとなって言ったらいけないんですけれども、市道にして欲しいと。それで、一応認定基準には満たしてます。条件的には昔からその認定基準が幅員がなかったとか、延長が足りなかったということはありません。はい。正直言ってやっ地元がですね、認定して欲しいということで要望を受けて、うちも認定していこうという話で進めていこうという話になりました。はい。以上です。

○保実委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 十日市西の、市道じゃけどこれ、これは通り抜けはできるんですかね。基本的に通り抜けができにゃいけないのじゃないん。市道いうのは。これ、通り抜けできる道なんです。ようわからん。よく見えんけど。

○保実委員長 細美土木課長。

○細美土木課長 通り抜けできなくっても、いいことになっております。市道の再編のときにですね、多分平成23年の頃だと思うんですけど、はい。一応この箇所については通り抜けはできません。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 緩和されたよね。もう通り抜け、今まで通り抜けはしないとか、通り抜けのできないところは市道認定しないよって言いよったのは、もうその条件はないんですね。

○細美土木課長 ないです。

○竹原委員 はい。了解。

○保実委員長 ほかに。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 じゃ、すいません私の方から1、2点ほど。今回の市道認定ですが、こういうふうには認定して欲しいとか、また、今から認定していかにかいけんというような道路ですよ。その辺は数多いんでしょうか。どんなんでしょうか。今後してもらいたいところも、私は実際に聞いてるわけですが、その辺どうなんでしょうかね。

細美土木課長。

○細美土木課長 一応、認定基準にですね、基準を満たしていればですね、基本的には問題ないと思いますので、それについても地元の方から要望をしていただければですね、一応見て欲しい言うところは今、何ヶ所か出てます。実際にですね。ただ、一応認定基準が結構、4メートル幅員が、4メートル以上とかですね、あとは、延長が35メートルを超えるものとか、というところのちょっと条件がやっぱり、整えていただけないといけないというのと、あと関係戸数が1戸じゃ駄目よと。いうところも含めてですね、1戸でもいいか。いいですね、はい、すみません。あと所有権がちゃんと移転できるようなところっていうところがやっぱり基準になりますので、主ですね。そこら辺をちゃんと条件を満たしてあれば、一応相談なりしてもらえればと思いますので。

○保実委員長 確認ですが今の話になっておりました、道が行き止まりでもいいことですか。通り抜けできなくても。よろしいということですね。いいということですね。はい。わかりました。

それではないようですので、以上で議案第36号に対する質疑を終結いたします。

建設部の皆さん、ありがとうございました。

ここで休憩をしたいと思います。午後の現地確認ですが、13時に玄関の方へ集合してください。そして13時10分に出発ということになります。大体2時間ぐらいで、現地は3ヶ所見て帰って、帰ってきて採決をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それと防災服の方を皆さん忘れないようお願いをしたいと思います。以上です。

ご苦勞様です。

午前11時45分 休憩

午前15時00分 再開

○保実委員長 それでは、委員会を再開いたします。午後からの現地視察大変ご苦勞様でした。

それでは、採決に入ります。

お手元に配付の産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決を行います。今回は議案6件を採決いたします。

これより議案第28号「三次市共同利用施設設置及び管理条例を廃止する条例(案)」について、討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案の通り決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案通り可決をいたしました。

次に議案第29号「三次市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例(案)」について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案を原案の通り決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決をいたしました。

次に議案第30号「三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)」について、討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。本案を原案の通り決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決をいたしました。

次に、議案第34号「指定管理者の指定について」討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第34号を採決いたします。本案を原案の通り決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決をいたしました。

次に議案第36号「市道路線の認定について」討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第36号を採決いたします。本案を原案の通り決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決をいたしました。

次に議案第37号「損害賠償の額を定めることについて」討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第37号を採決いたします。本案を原案の通り決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案の通り可決いたしました。

以上で採決を終わります。

次に委員長報告についてですが、報告に記載したい意見があれば、お願いいたします。

山田委員。

○山田委員 議案第37号「損害賠償の額を定めることについて」ですが、今後同様な事件が起きないように老朽管の整備を、早急に進めて欲しいという内容を付していただければと思います。

○保実委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 議案30号の水道料金の改定についてであります。やはり市民生活に直結した問題です。やはりしっかりと試算も含めてですね。料金設定やそれから今後の広域連携も含めて、なかなか市民負担ばかりが増えるようなことになっていきます。そのあたりもしっかり検討する中で、この料金改定を進めてもらいたいと思いますし、それから意見も出ておりましたが、水道事業は大切なことですので、市民周知をですね、しっかりやってもらわなきゃいけないかなというふうに思います。はい。

○保実委員長 他にありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、そのようにさせていただき、後日タブレットへ入れさせていただきますので、よろしく願います。

以上で本日の審査はすべて終了いたしました。これにて産業建設常任委員会を閉会とします。

委員の皆様大変ご苦労さまでした。

午後15時07分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月7日

産業建設常任委員会

委員長 保 実 治